

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務名 宮古港藤原埠頭保安警備業務委託
- 2 履行場所 宮古市藤原埠頭地内
- 3 履行期限 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 委託料 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 免 除

岩手県（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、
上記業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託することについて、次のとおり契約
を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか、別添設計書、業務仕様書及び特記仕様
書に従い誠実に実施するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示するこ
とがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受け
るものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ
てはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭
和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25
年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、発注者の委託料の支払による弁済の
効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理
者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 受注者は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。た

だし、あらかじめ発注者の承諾を得たものについては、この限りでない。

(業務内容の変更、中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担等)

第6条 委託事業の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(業務委託料の請求及び支払)

第7条 受注者は、業務仕様書第21条第3項の検査に合格したときは、請求書(様式9)を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

3 発注者は、委託料を受注者の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

4月～3月：月額 円

4 発注者がその責に帰すべき理由により業務仕様書第21条第3項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(遅延利息)

第8条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、受注者に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(違約金)

第9条 発注者は、受注者が自己の責めに帰すべき事由により、毎月の業務を欠いた場合は当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) その他この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号、第11条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除にかかる措置)

第13条 受注者は、第10条又は第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に納付するものとする。

3 発注者は、第10条又は第11条の規定により契約を解除した場合において、必要と認めるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を受注者に支払うことができる。

(受注者の催告による解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となる時。

(2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が、契約に違反したため委託業務を完了することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第17条 受注者は、第10条又は第11条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第14条又は第15条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第18条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(補則)

第19条 この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者、受注者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者 沿岸広域振興局長 小國 大作 印

受注者 住所
氏名

印